

学生生活上の注意喚起

各種事故の防止や法令・規範の遵守等については、平素からの留意が大切です。

このようなことについては、各学部・研究科等における集合ガイダンスや掲示等による注意喚起のほか、各研究室・サークル等においても教職員・学生間で日常的な指導・啓発が行われているところですが、特に留意を要する事項につき概要をここにまとめます。

“自分なら／これぐらいなら大丈夫”などと思っけていても、事故等はいざ起きてからでは取り返しがつかないものです。あらかじめ通読し、内容を理解しておいてください。

なお、万一、法令若しくは本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為があったときは、関係規則に基づき、懲戒処分の対象となります。

各段からの言動に本学学生としての自覚を持ち、充実した学生生活を過ごしましょう。

〈目次〉

1. 東京大学構成員としての規範遵守——はじめに
2. 飲酒に関する注意
3. 薬物乱用に関する注意
4. 情報倫理・SNS利用等に関する注意
5. 研究倫理に関する注意
6. ハラスメントに関する注意
7. 男女共同参画キャンパスの実現
8. カルト団体・不審者等に関する注意
9. 消費者トラブルに関する注意
10. 海外渡航時の危機管理
11. 通学・移動時や野外活動時の安全衛生
12. 災害発生時の対応

この資料は、各事項に関わる本部事務組織・室等の協力により編集されたものです。



1. 東京大学構成員としての規範遵守——はじめに

本学では、全学規則「**学生生活の基本指針**」（平成16年東大規則第250号）として、「東京大学の学生は、**個々人が東京大学の構成員であるとの自覚**に立ち、**大学という知の探求と創造の場にふさわしい環境**を整えるよう努めなければならない」旨の規定が設けられています。

学業や学生生活に関しては、全学における規程と併せて、各学部・大学院においても諸規程や規範があり、それぞれの教育研究上の特性等にも応じて指導・啓発等が行われていますが、いずれにおいても学生の皆さんには、「**東京大学憲章**」の精神等に則り、本学構成員としての自覚ある言動が期待されているものといえるでしょう。

多くの皆さんは、かかる自覚に立ち自律的行動をとられていると思われませんが、大学生の間では、とすれば集団心理や軽い気持ちから次のような行為が起こりがちともいわれます。

- ×「**集団心理**」などに乗じて**公共のマナーを守らない・騒ぐ・周囲の通行を妨げる等の迷惑行為**（**飲酒を伴う席やその帰路、多人数での公共交通利用時、自転車**の利用時など）
- ×「**軽い気持ち**」や「**認識不足**」などでは決して許されない**非違行為や犯罪行為**（**SNS**等での**不適切言動、証明書類の不適切使用、セクシャルハラスメント**など）
- ×その他、法令・規則に違反し、又は学生の本分に反する**不適切な言動**（以降1～の**各項参照**）

とりわけ国立大学法人である本学の場合、学生の皆さんを含む構成員の諸言動は、想像以上に社会的関心を集める場合もあり、ごく一部の学生による不適切な行為であっても、それにより**本学に対する社会的負託・信頼**を損ない、ひいては**他の学生が学業や課外活動等に取り組むための諸基盤**を揺るがすことにもつながりかねません。

これらは**法的にも倫理的にも責任を問われる行為**であり、態様等により懲戒処分などの対象にもなりうるものであることについて、念のため改めて認識しておいてください。

◎**本学学生としての自覚に立ち、責任ある言動を通じて有意義な学生生活を過ごしましょう。**

◆ 東京大学学生生活関連規程集（抜粋）

前 文

東京大学は、東京大学憲章において大学構成員の責務を、「東京大学を構成する教職員および学生は、その役割と活動領域に応じて、運営への参画の機会を有するとともに、それぞれの責任を自覚し、東京大学の目標の達成に努める」と定めている。東京大学は、平成16年4月1日の法人化を受け、上の東京大学憲章の精神に則って新たに学生生活関連の諸規程を制定する。

.....

この前文の理念に抵触しない限り、各部局が学生生活に関する規定を独自に設けることは、これを妨げない。

.....

学生生活の基本指針（平成16年10月26日東大規則第250号）

東京大学の学生は、個々人が東京大学の構成員であるとの自覚に立ち、大学という知の探求と創造の場にふさわしい環境を整えるよう努めなければならない。

.....

2. 飲酒に関する注意

〔参考〕 イッキ飲み防止連絡協議会（後援：内閣府・文部科学省・厚生労働省） 啓発資料
https://www.ask.or.jp/ikkialhara_campaign.html

不適切な飲酒は、**生命の危険を伴う事故**や**各種の非違行為**にもつながりうることから、大学生活で特に注意を要するものとして、本学でも様々な機会に注意喚起等を行っています。

◎お酒は、個人の体質によって**“飲めない人”**もおり、“飲める人”でも、酒量や体調により**生命の危険を伴う重大な事故**等につながりうるものです。

飲酒の席では、**自他の体質・体調等に留意**し、酩酊状態が見受けられたら飲酒をやめる・やめさせるとともに、もし酔いつぶれた人が出た場合は決してひとりにせず、周囲が**適切な処置や対応**をとることが重要です。

…楽しい席とはいえども危険性や責任も伴うことを自覚し、**サークル・研究室**等では、下掲**“飲み会幹事・参加者の心得”**なども参考にして“飲み会のルール”を共有しておきましょう。

◎過度・不適切な飲酒による**判断力等の低下**は、交通事故や各種犯罪等の被害にもつながりやすいほか、自らが迷惑行為等を引き起こしてしまうような事態にもつながりかねません。

また、**他者へ飲酒を強要**して急性アルコール中毒にさせた場合は傷害（致死）罪、**酔いつぶれた仲間を放置**した場合は保護責任者遺棄（致死）罪などに問われることもあります。

…このような非違行為は、**懲戒処分**などの対象にもなりうるものです。

飲酒にかかわる非違行為——アルコール・ハラスメント（例）

×**未成年者の飲酒**やそれをすすめる行為

×**飲酒運転**やそれを幫助する行為

×酔いに起因する**迷惑行為**や**犯罪行為**

×**飲酒の強要**や**意図的な酔いつぶし**

（“**イッキ飲ませ**のための罰ゲーム”、“**宴席で酒類以外の飲み物を用意しない**”等を含む。）

飲み会幹事・参加者の心得

◆“アルコール・ハラスメント”はしない・させない

◆ **酔いつぶれた仲間には、次の例のように適切に対応する**

- ・絶対にひとりにしない・放置しない
- ・衣服をゆるめて楽にする
- ・体温の低下を防ぐため、毛布などをかけて暖かくする
- ・吐物での窒息を防ぐため、仰向けでなく横向きに寝かせ、吐きそうなときは、抱き起こさず横向きの状態で吐かせる

◆ **次のいずれかのような例のときは、直ちに救急車を呼ぶ**

- ・大いびきをかいて、強めにつなっても反応がない
- ・倒れて、口からあわをふいている、又は、血を吐いた
- ・体温が下がって全身が冷たい
- ・呼吸が異常に速くて浅い、又は、時々しか息をしない



3. 薬物乱用に関する注意

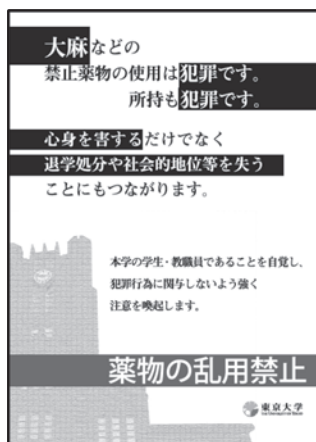
〔参考〕文部科学省・厚生労働省・警察庁・内閣府 啓発資料「薬物のない学生生活のために」
https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1344688.htm

薬物の乱用や所持については、**法的にも厳しく規制**されており、関係官庁等からも学生向け啓発活動が行われるとともに、本学でも様々な機会に注意喚起等を行っているところです。

- ◎薬物（大麻、覚せい剤、危険ドラッグ、麻薬等）を**社会的許容から逸脱した目的や方法で自己使用**することは、たとえ一度でも“乱用”といい、脳や体に深刻な影響を及ぼします。
…「ハーブ」・「お香」などと用途を偽装し、“合法”・“安全”などと騙って売られている**危険ドラッグ**も多いものですが、使用すると呼吸困難・死亡など重大な事態につながります。
- ◎**薬物の乱用や所持**は、**心身を害する**ばかりでなく、多くの社会的問題にもつながるもので、「大麻取締法」、「覚せい剤取締法」、「麻薬及び向精神薬取締法」、「あへん法」、「医薬品医療機器法」及び「毒物及び劇物取締法」等の関係法令により**厳しく罰せられます**。
…このような非違行為は、**懲戒処分**などの対象にもなりうるものです。

薬物乱用防止の心得

- ◆**危険性・違法性を十分認識しておく**
特に、興味本位・遊び半分でも絶対に手を出さない
- ◆**知人などからの誘いでもキッパリ断る**
特に、次のような“甘い言葉”に騙されない
 - × 一回くらいなら大丈夫、いつでもやめられる
 - × “合法ドラッグ”“脱法ハーブ”なら問題ない
 - × 害は少ない、芸能人もやっている
- ◆**危険な場所には近づかない・逃げる**
特に海外旅行時は、入手が容易であるなど薬物犯罪に巻き込まれる危険性が高まることに注意しておく



困ったときは、大学の学生相談窓口や各都道府県等の相談窓口（※）へ相談してください。

※東京都における薬物乱用についての相談機関（東京都福祉保健局ウェブサイト）
https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kenkou/kenkou_anzen/stop/sodan.html

4. 情報倫理・SNS利用等に関する注意

〔参考〕東京大学情報倫理ガイドラインウェブサイト

<https://www.u-tokyo.ac.jp/adm/cie/ja/index.html>



情報機器やネットワークの普及で**個人から全世界への情報発信**も容易に行えるようになった現在、大学生一般に、情報倫理にかかわる行為も**安易な意識**で行われがちとなっています。

本学では、「**情報倫理・コンピュータ利用ガイドライン**」のほか関連規程等が設けられており、学生の皆さんへも、リーフレットの配布等による注意喚起を行っているところです。

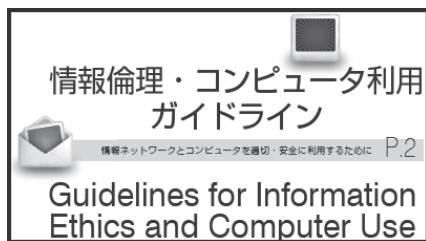
- ◎ SNS等における**不適切なつぶやきや情報発信**は、一度行ってしまうと、第三者により内容が保存・拡散され、個人の情報も**特定・拡散**されるなどの事態につながることがあります。…**“匿名”、“仲間内だけ”、“この程度なら”**といった意識で何気なく行ったものであっても、**取り返しのつかないトラブル**に陥る場合があることに十分留意してください。
- ◎ **本学の学生・学生団体としての名義や立場**を称してインターネット上で行われる情報倫理に反する行為について、**大学への苦情や問合せ**等が寄せられる事例も発生しています。…このような非違行為は、**懲戒処分**などの対象にもなりうるものです。

情報倫理にかかわる非違行為（例）

- × SNS等において**法令やモラルに反する書き込み**（違法行為の示唆・幫助、他者への差別・誹謗中傷、アルバイトや学内業務で知り得た守秘義務に抵触するもの等）をした。
- × 本人（全員）から了承を得ずに、**他人の顔写真やサークル名簿**等をウェブ上で掲載した。
- × **違法に配信**されていた映画や音楽ファイルをそれと知りながらダウンロードした。
- × インターネットで見つけた**他人の文章を切り貼り**し、自分のレポートとして提出した。
- × **「東京大学○○研究会」等の名義**を称するウェブサイトを私的に開設し、大学の名のもとに行うものとして**不適切な情報発信や営利目的活動等**に使用した。

なお、とりわけ本学の計算機資源（情報ネットワークとコンピュータ等）は、**教育研究活動を目的**とするものであり、その利用に当たっては、次のような不適切な情報発信・公開は禁止されているとともに、その他、諸般の**遵守すべき事項**が定められています。

- (1) 本名以外（匿名・偽名）による情報
- (2) 知的財産権・肖像権を侵害する情報
- (3) 差別・誹謗中傷にあたる情報
- (4) プライバシーを侵害する情報
- (5) わいせつな情報
- (6) 教育・研究を妨害する情報
- (7) 他者の業務・作業を妨害する情報
- (8) 虚偽の情報
- (9) 守秘義務違反にあたる情報



「情報倫理・コンピュータ利用ガイドライン」表紙

学外活動や私生活においても、本学の学生として情報倫理を遵守してください。

5. 研究倫理に関する注意

〔参考〕 東京大学ウェブサイト内「科学研究行動規範—科学の健全な発展を目指して—」
<https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/research/ethics/index.html>

大学の構成員として、研究活動に際し**高い倫理観**が求められるのは言うまでもありません。
本学では、「**科学研究行動規範**」のほか関連規程等が設けられており、学生の皆さんへも、リーフレット（※）の配布をはじめとした注意喚起を行っているところです。

◎責任ある研究活動に向けては、主に“**信頼性・客観性の保証**”、“**研究記録・試料の保管**”、“**引用のマナー**”に留意することが大切です。

…東京大学において科学研究に携わる者として、**責任ある研究活動**に努めましょう。

◎本学では、「**捏造**」、「**改ざん**」、「**盗用**」といった研究活動上の不正行為について、調査・裁定を行う体制を整備しています。

…このような不正行為は、**懲戒処分**の対象にもなりうるものです。

研究倫理にかかわる不正行為（例）

×インターネットで見つけた**他人の文章を切り貼り**して自分のレポートとして提出した。

×思ったとおりの結果が得られなかったため、**事実とは異なる架空の実験画像**を作成し、公表した。

×推論に合わない**実験データを恣意的に削除**してグラフを作成し、公表した。

×論文として発表した研究に関する**生データや実験・観察ノート等の記録**を残さなかった。

×研究室の同僚がミーティングで発表した**アイデア**を、**自らのアイデア**として公表した。

×論文作成時、**序論や先行研究の説明**は重要でないと考え、他者の論文からそのまま流用した。

※「科学研究行動規範リーフレット」

<https://www.u-tokyo.ac.jp/content/400030733.pdf>

◎**倫理審査**について…研究で利用する情報やデータ、試料の内容により、国の定めた法令や指針で、研究の倫理審査が義務付けられている場合があります。不明な点は、所属学部・研究所の指導教員、事務担当者等に確認してください。

〔参考〕 東京大学ライフサイエンス研究支援 倫理審査（学内閲覧専用）

<http://lsres.adm.u-tokyo.ac.jp/rinriHOME.html>

6. ハラスメントに関する注意

〔参考〕 東京大学ハラスメント相談所ウェブサイト内「ハラスメント関係規則等」

http://har.u-tokyo.ac.jp/reference_data/

本学では、「**東京大学セクシュアルハラスメント防止宣言**」、「**東京大学アカデミックハラスメント防止宣言**」等のハラスメント関連規則等に基づいて、学術の教育・研究の場にふさわしい環境づくりを目指し、アカデミックコミュニティにおける権力の濫用防止とハラスメントの防止に取り組んでいます。

- ◎ **ハラスメント**とは、相手の人格や尊厳を傷つけ侵害する行為であり、相手に性的・身体的・精神的な不快感、苦痛・不利益等を与える言動のことです。
…悪意がない言動でもハラスメントと捉えられる可能性があり、誰もがハラスメントを**する側**にも**受ける側**にもなります。ハラスメントを受けると、将来にわたって心身の健康や、進路、キャリアなどに**大きなダメージ**が及ぶことがあり、**周囲の人達にも影響**があります。
- ◎キャンパスライフをおびやかす**人権侵害**が起こらないよう、互いの言動と周囲の環境に気を配りましょう。
…深刻なハラスメントは**犯罪**にもなりうるものであり、本学としても**厳格に対処**しています。
- ◎ハラスメント防止に大切なことは、①**相手の立場になって考えること**、②**自分の意志は明確に伝えること**です。

ハラスメントをしないために

- ◆自分は親しい間柄と思っていても相手は同じ気持ちではない、など「**関係性の捉え方のギャップ**」に注意しましょう
- ◆年齢、キャリア、立場などパワーに差のある関係では、**断りにくい立場やはっきりNO**と**言いにくい心理**があることを理解しましょう
- ◆うっかり誤解を招くような言動をしてしまったら、**丁寧な説明や、時には謝ることも必要**です
- ◆何かをたずねたり、お願いしたり、誘いかけたりする場合は、相手からの**明確な同意**を得ましょう



ハラスメントを受けていると思ったら

- NO (意思表示)**：相手はこちらが不快に思っていることに気づいていない場合もあるので、「私は嫌です」「不快なのでやめてください」と相手に明確に伝えましょう
- GO (離れる)**：我慢しすぎず、その場から一旦離れ、自分にとって安全な場を作りましょう
- TELL (話す)**：1人で抱え込まず、信頼できる人や、ハラスメント相談所に相談しましょう
- RECORD (記録する)**：起きた出来事の日時、場所、内容やメール等を記録しておきましょう

もし負担に感じていることがあれば、ハラスメント相談所に相談してください。

7. 男女共同参画キャンパスの実現

〔参考〕 東京大学男女共同参画室ウェブサイト

<https://www.u-tokyo.ac.jp/kyodo-sankaku/ja/index.html>

本学では、「東京大学男女共同参画基本計画」、「東京大学男女共同参画推進計画」等のもと、男女共同参画室等の組織を置き、男女共同参画キャンパスの実現に取り組んでいます。

- ◎東京大学の学生の**男性・女性の比率**を見ると、本学における**多様性(Diversity)**は、十分とはいえない状況です。
- ◎多様性が十分でない環境においては、知らず知らずのうちに、“**多数派の論理**”が“**当たり前**”とされてしまう懸念があります。

男女共同参画キャンパス実現のために

- ◆**ジェンダー(社会的性差)**を問わず、**誰もが過ごしやすい大学環境**をつくるためには、皆さん一人ひとりの意識と努力が大切です。
- ◆様々な教育研究や課外活動の場で、無意識のうちに“**多数派の論理**”が“**当たり前**”とされていないか、**自問**してみましょう。

—課外活動団体(サークル等)における事例—

学生の皆さんが様々な課外活動に当たり組織されているサークル等においては、メンバーの募集等も含めて、自主的・自律的に運営が行われていることでしょう。

しかし残念なことに、サークル等の一部には、合理的な理由なく“当たり前”のような感覚で、性別等により入会資格に制限を設けているような団体も見られるとの報告があります。

サークル等の運営においては自主性が尊重されるものですが、本学の学生団体としては、「東京大学憲章」の理念等に照らし、活動上で不適切な差別等が行われていないかどうかについても改めて確認し、今後の自律的な活動に活かされていくことが望まれます。

皆さん一人ひとりの意識と努力で、男女共同参画キャンパスをつくり上げていきましょう。

なお、性差に関することなどで悩みを抱えた際は、気軽に、大学の学生相談窓口を利用してください。

8. カルト団体・不審者等に関する注意

破壊的カルト団体などの**反社会的団体**が、**大学キャンパス内・近隣**や**SNS**等の場で勧誘を行ったり、不審者に執拗に声掛けされたりする事案が報告されています。

思わぬ被害に遭わないよう、冷静な今のうちに**問題点**や**対処法**を知っておきましょう。

- ◎破壊的カルト団体にかかわると、徐々に**“マインドコントロール”**が行われ、**高額な商品**を買わされたり**家族・友人と隔離**されたりして、学生生活を破壊されることがあります。
…はじめは**実体（宗派等）を隠蔽**し、“音楽”、“スポーツ”、“哲学”、“政治”、“国際交流”等の活動目的（**ダミーサークル**）を標榜したり、“アンケート調査”や“道案内”などへ善意の協力を求めたりして接近してくる団体も多いため、あらかじめ注意が必要です。
- ◎先輩や友人からの紹介だったり、名前や連絡先を伝えてしまっていたり、何回か参加してメンバーと仲良くなったりしていても、怪しいなと思ったら、**きっぱりと断り**ましょう。
…会って話したいなどと言われても、電話等で拒否することを躊躇する必要はありません。
- ◎不審者による声掛けがあった場合、**まずは安全な場所に避難**してください。構内で自分が被害にあった場合や、絡まれている人がいた場合には、まずは安全を確保のうえ**警備室に通報**をお願いします。身の危険を感じた時はまずは110番通報のうえ、後で警備室・所属部署事務室にご連絡ください。

カルト団体等被害防止の心得

- ◆**名前や連絡先**を安易に教えない、**喫茶店・学外拠点**などへ安易に付いて行かない
- ◆周りの人や**雰囲気**に感わされない、**学生証等**（名刺は信用できない）で身分を確かめる
- ◆**勧誘の手法**や**怪しい兆候**をあらかじめ知っておき、いざとなれば躊躇なく逃げる・やめる

— 怪しい兆候（こんな場合は要注意！） —

- ・なぜか学外（雑居ビル等）に活動拠点がある、活動費が豊富だが出処が不明瞭
- ・サークルの沿革があいまい、参加者により活動内容や団体名称が変わる
- ・個人の嗜好や人生観等を否定される、家族・友人との関係を否定される

困ったときや何かおかしいなと思ったときは、相談支援研究開発センター総合窓口（なんでも相談コーナー）や学生相談所、本部学生支援課や所属の学部・研究科等の窓口へ、早めにご相談ください。

9. 消費者トラブルに関する注意

〔参考〕消費者庁ウェブサイト <https://www.caa.go.jp/>
東京都消費生活総合サイト「東京くらしWEB」
<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/>

大学生は、一般に社会経験が少ない中で、**消費者トラブル**にも遭いやすいとされます。思わぬ被害等を防止するため、冷静な今のうちに、次のようなことを知っておきましょう。

- ◎悪質商法の被害防止については、あらかじめその主な**手口を知っておく**とともに、“**安易にうまい話を信じない**”、“**安易な受け応えをせず、はっきり断る**”等の姿勢が特に大切です。…特に成人すると、民法上も（未成年者と異なり親権者の同意なく）自ら契約を行える主体となることから、安易な対応は思わぬ**法的責任**を負わされる事態にもつながります。2020年4月から成年年齢が20歳から18歳に変わりましたのでご注意ください。
- ◎消費者被害の救済については、**関係官公庁による各種相談窓口**等が用意されていますから、いざという時は積極的に利用しましょう。…不本意な契約をしまい解約したいと思ったら、一定期間内ならば、法令により**クーリング・オフ等の救済措置**を受けられる場合があります。

悪質商法の事例

◆キャッチセールス／アポイントメントセールス

街角での声掛け／訪問又は電話・メールによる呼び出し等により、絵画・化粧品・装飾品など高額商品の購入や、会員権・エステ・英会話教材など的高額契約をさせられる
だまし文句：「無料体験しませんか」「モデルになりませんか」「あなたが当選しました！」

◆マルチ商法・ネットワークビジネス

各種商品や投資用ソフト・情報などを売りつけられ、さらに人に売りつけさせられる
だまし文句：「簡単に儲かる」「人脈が広がる」「友達もやっている」

◆架空請求

書面やメールにより心当たりのない請求をされ、支払いを求められる
だまし文句：「支払期限が過ぎてきます」「連絡がなければ法的措置をとります」

（注）架空請求のメール等は、一切無視し、相手方に連絡しないことが基本的対応です。ただし、相手方が司法手続を悪用して裁判所からの文書が届いた場合は、身に覚えがなくとも無視すると法的に不利な状況となりますので、直ちに裁判所へ事実確認する（書面の連絡先は偽物の可能性があるため、別途要確認）などの対処が必要です。

困ったときや被害に遭ったときは、最寄りの消費生活総合センター（※）や大学の学生相談窓口などへ相談してください。緊急の場合は、最寄りの警察署に通報する、警視庁総合相談センター（電話：＃9110/03-3501-0110）を利用するなどの対応も考えられます。

※独立行政法人国民生活センターウェブサイト内「通報／相談窓口・紛争解決」
<http://www.kokusen.go.jp/category/consult.html>

10. 海外渡航時の危機管理

〔参考〕東京大学ウェブサイト内「海外留学情報—渡航の準備」

<https://www.u-tokyo.ac.jp/adm/go-global/ja/voyage-index.html>

海外渡航時は、交通事故・窃盗・強盗・詐欺など、**様々な被害に遭う危険性**も高くなります。

本学では、学生及び教職員のための「**海外渡航危機管理ガイドブック**」(※)等を作成していますので、渡航前に必ず熟読し、海外でのリスク等について事前に知り、準備しましょう。

※「海外渡航危機管理ガイドブック」: 頭記ウェブサイト内にPDF版掲載

保険への加入

海外への出発前に、出発から帰国までをカバーする海外旅行保険・留学保険等に加入してください。なお、留学プログラム等によっては、指定保険への加入が義務付けられています。

海外安全危機管理サービス「OSSMA, Overseas Student Safety Management Assistance」

OSSMA (オスマ) は、海外滞在中のトラブルに24時間365日、日本語・英語によりサポート(病気や怪我の電話相談、安否確認、ご家族渡航サービス等)を提供するサービスです。

加入は任意ですが、所属部局や派遣プログラム主催者が加入を義務付ける場合は、その指示に従ってください。

健康管理と安全管理に関する事前準備

渡航前の危機回避対策として、健康診断、歯科検診、常備薬の準備、予防(ワクチン)接種、渡航先国に関する情報の事前収集、緊急対応リストの携行などを行ってください。

なお、東京大学の保健センターでは、渡航前医療相談を実施しています。

所属部局での届出

留学等により海外渡航する際には、渡航目的により「留学許可願」、「海外渡航届」、「休学届」等の提出が必要になります。所属学部・研究科等の担当部署に確認し、手続きしてください。

日本大使館・領事館への「在留届」の提出等

日本国籍所有者が3か月以上海外に滞在する場合、日本大使館・領事館に「在留届」を提出することが法律で義務付けられていますので、転居・帰国の際も含めて忘れずに提出してください。

3か月未満の海外滞在についても、外務省による「たびレジ」システムに登録することで、滞在先の最新情報や緊急事態発生時の連絡メール受取り等が可能ですので、推奨します。

海外渡航中の報告・連絡・相談

海外渡航中、何か問題が生じた場合や相談事があるような場合、また緊急事態等が発生した場合は、速やかにプログラムの担当者や東京大学の担当者に報告・連絡・相談してください。

万一生命、身体が危険にさらされるような事態が生じた場合は、渡航先の在外公館に援護を求めてください。

また、現地で天災、新型インフルエンザ等の感染症、テロ等が発生した場合は、たとえ自分には何も被害がなくても、安否について速やかに東京大学の担当者に連絡してください。

家族にも定期的に連絡を取るようになしてください。

その他、プログラムの担当者、本学所属学部・研究科、指導教員等の指示に従い、**安全と危機管理に十分注意**してください。

1 1. 通学・移動時や野外活動時の安全衛生

〔参考〕東京大学ウェブサイト内「野外活動における安全衛生」

<https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/students/reference/yagai.html>

通学・移動時（特に自転車利用時）の留意事項

通学や大学構内等の移動時は、**交通ルール・マナー**を遵守し、安全に留意しましょう。

特に自転車は、免許制度等もなく気軽に利用されがちである反面、法令上は「車両」であり、自身や他者に**重大な傷害**を負わせる事故のおそれも有しているとともに、実際、接触事故等で**高額**の賠償を求められる事案も各地で報告されています。

自転車等での通学・移動に際しては、交通ルールを十分承知の上、安全運転に留意する（※）とともに、**自身の傷害や他者への賠償責任に備える保険**に加入しておくことが推奨されます。

また、このところ、大学構内で**自転車盗難事件**の発生が多く報告されています。盗難被害に遭わないよう、自転車から離れる際には短い時間であっても必ず鍵を掛けてください。

※警視庁ウェブサイト内「自転車の交通事故防止」

<https://www.keishicho.metro.tokyo.jp/kotsu/jikoboshi/bicycle/menu/>

野外活動時の留意事項

教育・研究活動の中では、各種の野外活動が行われることもありますが、このような活動は、ときに重大な事故や健康障害につながり得る**様々なリスク**も伴います。

本学では、野外活動における安全衛生管理・事故防止に努めるべく、学内規程「**東京大学の野外における教育研究活動に関する安全衛生規程**」を設けるとともに、冊子「**野外活動における安全衛生管理・事故防止指針**」を作成しています。

この冊子では、山野・河川・海岸・船舶に重点を置き、危険・有害な動植物への対応について特記するとともに、救急処置や医学的知識に関する記事についても、最新の知見に基づき改訂を行っていますので、野外活動に際しては必ず確認してください。

なお、これらの内容は、東京大学として注意すべき最小限の内容であり、各活動にあたっては、別途、安全衛生に関する規程などが設けられる場合があります。また、冊子については部局で配布している場合もありますので、部局の**環境安全管理室**にお問い合わせください。



1 2. 災害発生時の対応

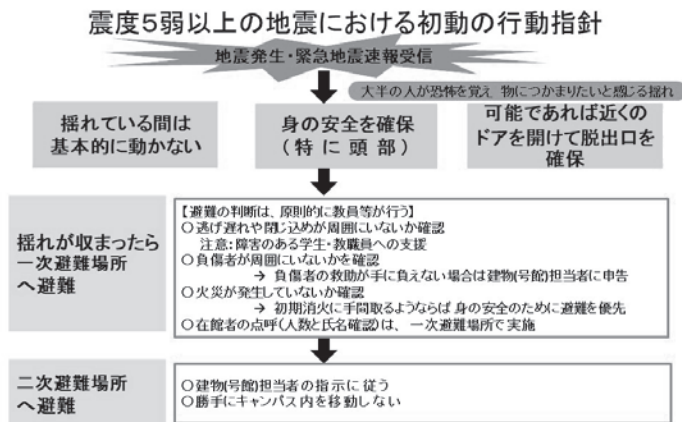
〔参考〕 環境安全本部ウェブサイト <http://kankyoanzen.adm.u-tokyo.ac.jp/>

学内で災害に遭遇した場合は、まず自身の身の安全をはかりましょう。避難時は、教職員の指示に従ってください。慌てないために、普段から**避難経路を把握**しておくことや、研究室等での薬品や機器の**緊急時の取扱いについて検討**しておくこと、また大学で実施される**防災訓練にきちんと参加**することが大切です。

学外で災害に遭遇した場合は身の安全を確保し、落ち着いた段階で必ず大学へ**安否状況**を知らせてください。部局の災害対策本部からの指示があった場合は、それに従うようにしてください。

本学では学内において震度5弱以上の地震が発生した時にとるべき**行動の指針**を次のように定めています。また、一次避難場所は建物ごと、二次避難場所は部局ごとに指定されています。（《参考1》参照）自分の部局の避難場所を把握しておくようにしてください。わからない場合は、部局の事務に問い合わせてください。

〔地震が発生したときのフローチャート〕



〈留意点〉

- ・ 交通機関がストップするとともに、学外で火災等の危険もあるので、基本的には帰宅せず、いったん学内に留まってください。
- ・ 震度6弱以上の地震による揺れが発生した場合、本学応急危険度判定組織が学内の建築物の安全性を調査し、判定結果を建物の見やすい場所に掲示することになっています。判定結果が掲示されていない建物にはむやみに立ち入らず、部局災害対策本部の指示に従ってください。
- ・ 学外で災害に遭遇した場合は身の安全を確保し、落ち着いた段階で必ず大学へ安否状況を知らせてください。（《参考2》参照）学生の安否確認は基本的に研究室単位で行いますが、研究室に所属していない場合等もあるので、安否確認の方法と連絡先を把握しておくようにしてください。

・学外でも部局災害対策本部からの指示があった場合は、それに従うようにしてください。

《参考 1》「二次避難場所」

- ・東大 HP 「東京大学における災害時の情報発信」
(https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/general/utokyo_emerg.html)

《参考 2》「安否確認サービス」

・居住地もしくは通学地で震度 5 弱以上の地震が発生した場合は、学務システム UTAS に登録しているメールアドレスへ安否確認サービスから自動で安否確認メール(発信元: ut-safety@ems8.e-ansin.com)が送信されますので、学務システム UTAS への情報登録と更新をお願いします。また、メールを受け取った際は、安否情報について必ず回答してください。回答は登録したメールアドレスから回答してください。転送されたメールアドレスからの返信による回答は無効です。

《参考 3》「災害用伝言サービス」

http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/net_anzen/hijyo/dengon.html

・災害発生時は、各電話・携帯電話等の事業者が災害用伝言サービスを提供します。携帯電話事業者 5 社については横断的に検索できるように連携されており、家族や友人などが被災した場合、安否の確認や連絡などに活用できます。災害用伝言サービスの開始は、テレビ・ラジオなどで通知されます。

・毎月 1 日と 15 日、正月三が日(1 月 1 日 12:00 ~ 1 月 3 日)、防災とボランティア週間(1 月 15 日~ 1 月 21 日) 及び防災週間(8 月 30 日~ 9 月 5 日) に体験サービスを実施しています。実施時間帯詳細については各種 web ページをご確認ください。

【災害用伝言サービスへのアクセス方法】

■NTT 東日本・西日本

- ・電話番号「1711」 利用ガイダンスに従って、伝言の録音・再生を行います。
- ・【Web171】 <https://www.web171.jp/>
伝言登録の通知先の設定（登録・更新・削除）ができます。

■NTTDoCoMo

【災害用伝言板】 https://www.nttdocomo.co.jp/info/disaster/disaster_board/

■KDDI (au)

【災害用伝言板サービス】 <https://www.au.com/mobile/anti-disaster/sagai-dengon/>

■SoftBank

【災害用伝言板】 <https://www.softbank.jp/mobile/service/dengon/boards/>

■Y! Mobile

【災害用伝言板サービス】 <https://www.ymobile.jp/service/dengon/>

■楽天モバイル <https://www.mobile.rakuten.co.jp/support/emergency/>

※楽天については、【Web171】を推奨しています。

《参考 4》「そのほかの情報」

- ・東京都「東京防災」
(<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/1002147/index.html>)
スマートフォンアプリケーションもあります。(iOS, android)
- ・観光庁「Safety Tips」(多言語対応)
(<https://www.mlit.go.jp/kankocho/> (観光庁 HP))
スマートフォンアプリケーションがあります。(iOS, android)